

# 令和7年度保険者機能強化推進交付金及び 介護保険保険者努力支援交付金について

## 制度の概要

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムの推進と介護保険制度の持続可能性を維持するため、平成29年に地域包括ケア強化法が成立し、それを踏まえて、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より「保険者機能強化推進交付金」が創設され、保険者(市町村)による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進した。さらに、令和2年度からは、「介護保険保険者努力支援交付金」が創設され、介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を推進してきた。

「保険者機能強化推進交付金」について、令和5年度において、保険者機能強化に一層寄与するものとなるよう見直しが行われた。

令和6年度においては、交付金の配分にあたって、保険者機能強化に取り組む自治体に対するインセンティブを一層強化し、メリハリの効いた交付金配分を行う観点から、要介護認定率の改善等アウトカムの状況が上位に位置する自治体や、評価得点が複数年にわたり上位に位置する自治体など、一定の要件に該当する自治体に対し、追加的な配分を行う枠組みを取り入れた。

令和7年度においては、このアウトカム指標等に着目した配分の拡充を行い、併せて、地域のデータ分析に基づき、自らターゲットとなる対象者、成果目標及び評価指標を設定した上で、当該成果を達成するために成果志向型の介護予防・健康づくりの取組を行う保険者に対する新たな支援の枠組みを設定した。

※財政的インセンティブ：特定の目標を達成するために提供される金銭的な報酬や助成金を指す

## ●交付金配分方法（令和7年度に配分基準の見直しが行われた。）

### 1 「基本配分枠」（従来）（交付金予算額の75%←前年度95%）

- ・評価指標の達成状況（評価指標の得点結果）と第1号被保険者数に応じて配分
- ・市町村の「評価指標ごとの評価点数×第1号被保険者数」により算出した点数を基準として、「各市町村の評価点数×各市町村の第1号被保険者数」の規模別配分額の合計に占める割合に応じて予算の範囲内で交付される。

### 2 「追加配分枠」（令和6年度から）（交付金予算額の20%←前年度5%）

成果を出している自治体に対する交付額のメリハリ付けを強化するために創設

- ・「アウトカム指標配分枠」：要介護認定率等の最終アウトカム指標（成果・効果）の評価得点結果に応じて追加配分。
- ・「保険者機能強化推進枠」：前年度に続き上位に位置する得点を獲得した自治体等、保険者機能に成果を出している自治体に対して追加配分。

### **3 「成果指向型配分枠」（令和7年度創設）（交付金予算額の5%）**

地域のデータ分析に基づき、自らターゲットとなる対象者、成果目標及び評価指標を設定した上で、当該成果を達成するために成果志向型の介護予防・健康づくりの取組を行う保険者に対する新たな支援の枠組み。

#### **●評価結果（別紙のとおり）**

#### **●今後の方針性**

評価指標の達成状況は、介護保険事業を推進するにあたり、登米市の現状を把握し、個々の事業等への取組方や進捗状況を確認・分析する基準の一つと捉えている。

それぞれの項目で、取組が不足している部分や改善が必要な部分について、地域ニーズ等を踏まえながら検討し、次年度の実績に繋げていく。

また、取組の検討・推進にあたり、関係機関等と取組の方向性や市の現状の共有を図っていく。